短期給付係 (082) 513-4957

毎月確認しましょう!被扶養者の収入額

~被扶養者等の検認を終えて~

被扶養者等の検認事務については、御協力いただきありがとうございました。

今回の検認で、多く見受けられた事例をいくつか御紹介しますので、参考にしてください。

検認は毎年行います。今後も被扶養者の収入状況を常に把握するとともに、確認書類(給与明細書や送金確認書類等)は適切に保管するようお願いします。

●不足書類(実際の不足・問合せが多かったもの)

- 別居の被扶養者への送金確認書類(原則手渡しは認められません。)
- ・被扶養者のアルバイト等の給与支給明細書
- 被扶養者の雇用条件が分かる書類(非常勤講師の勤務条件説明書等)

●扶養手当の支給があるとき

扶養手当の支給があるときは、被扶養者の検認における添付書類が省略できますが、収入の確認が不要なわけではありません。**扶養手当の有無に関わらず、被扶養者の収入状況は常に確認しましょう。**

●パート収入が4か月連続して 108,334 円以上あった

パート・アルバイト等で、月々の収入が変動する場合、月額 108,334 円以上収入がある月が4か月連続したときは4か月の初日に、認定取消となります。

ただし、勤務条件説明書等で収入見込が立つ場合は、雇用時点で認定取消となります。

●被扶養者の収入の 12 か月の累計が 130 万円以上あった

被扶養者の収入の 12 か月の累計が **130 万円以上になったときは超過した月の初日**に、認定取消となります。 (12 か月の期間は暦年や年度ではなく、9月から翌年の8月、12 月から翌年の 11 月などのように、どの 12 か 月の累計が超えても認定取消となります。)

●非課税収入を含めた額で計算すると限度額を超えていた

被扶養者の収入には**,遺族年金や障害年金などの非課税収入も含めます。**所得証明書等に記載されないため,非 課税収入の有無について確認しましょう。

公費を受けたら共済組合に届け出ましょう

短期給付係 (082) 513-4957

県や市町村は、さまざまな医療費の助成(公費)を行っており、その対象者に公費の受給者証を交付しています。 (指定難病、自立支援、重度心身障害、ひとり親等)

医療費の助成と当共済組合からの給付金の二重給付を避けるため、公費の受給者証の交付を受けたときや、既に届け出ている内容に変更が生じたときには、所定の様式(様式集§9-039)により当共済組合に届け出てください。